

大阪市児童福祉審議会条例（大阪市条例第 65 号）

(設置)

第1条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）第 8 条第 3 項の合議制の機関として、本市に大阪市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第2条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、審議会を代表し、議事その他の会務を総理する。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、委員の 4 分の 1 以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、審議会の会議を招集しなければならない。

3 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

5 法第 9 条第 2 項の臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合には、前 2 項の規定の適用については、委員とみなす。

(施行の細目)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、市規則で定める。

附 則

この条例は、平成 30 年 12 月 1 日から施行する。